

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退がありました。

平成二十八年十二月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
奥野クリニック	大和高田市日之出東本町二〇―一八	平成二十八年四月二日
生駒市立病院	生駒市東生駒一―六―二	平成二十八年十一月一日

二 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
ヨシダ薬局	橿原市新賀町二二四―二	平成二十八年七月十五日
ひよこ薬局	奈良市菅原町六四九―一	平成二十八年九月三日